

岩倉市生涯学習センター自主事業

令和8年度

「 たのしく教え・たのしく学ぶ 」

学^さびの^と郷

講師募集要項

募集期間：令和7年12月1日(月)～12月22日(月)必着



岩倉市生涯学習センター指定管理者
特定非営利活動法人 来未iwakura

1 “学びの郷” 開設目的

「学びの郷」とは、「自分が得意なことを伝えたい・教えたい」という熱意のある方が、持っている知識や技能を生かし、多彩で豊かなバラエティーに富んだ講座を自ら企画・運営し、「学びたい」意欲に満ちた方々とともに創り上げる生涯学習の仕組みです。同時に、教える者・学ぶ者相互の交流を通し、学び合う仲間づくりを推進します。

2 申し込み

(1) 申込受付期間

令和7年12月1日(月)～12月22日(月) **必着**

(2) 申込方法

別添の「講師応募用紙」(様式第1)に必要事項を記入のうえ、上記申込受付期間内に岩倉市生涯学習センターへ持参、または郵送してください。

「講座企画書」の他に、講座に関わる資料(チラシ・経歴書等)を添付してもかまいません。

3 選考

(1) 一次選考

ア 選考方法

提出書類につき、募集要件を満たしているか否かで判定します。

イ 選考結果

一次選考結果は、令和7年12月下旬に郵送通知します。

(2) 二次選考

ア 選考方法

一次選考を通過した企画によるプレゼンテーション(10分以内)及び質疑応答(選考基準:市民を対象とした講座にふさわしい内容、適格な講師技量等)

イ 選考会実施日時・場所 〈変更する場合があります。別途案内送付〉

令和8年1月11日(日) 午前10:00～ 生涯学習センター 研修室2

(3) 採用決定通知

採用結果は、1月中旬に郵送にて通知します。

4 講座開講事前説明会

採用者を対象に、講座開講事前説明会を行います。説明会に出席できない場合は開講できません。(やむを得ず本人が出席できない場合は、代理も可とします。)

日時・場所: 令和8年1月25日(日) 午前10:00～ 生涯学習センター 研修室1

5 講座講師募集要件

(1) 募集区分	(ア) 外国語会話 (会話の実技指導)
	(イ) 趣味 (実技・制作指導) ※楽器の演奏指導・歌唱指導は不可
	(ウ) 料理 (お菓子作り・パン作りを含む)
	(エ) 実用 (生活一般・パソコン指導)
	(オ) 軽運動・健康体操
(2) 採用件数	12件 程度
(3) 応募資格	応募時点で、満20歳以上の人 (市内外在住不問)
(4) 応募数制限	複数応募可 (但し、1人が開講できる講座は1講座です。)
(5) 講座回数 及び 開催時間	・回数 1講座 3回以上5回まで
	・時間 下記いずれかの時間帯で、1回につき1時間30分以上2時間以内とします。
	・時間帯 ア 午前 (午前10時～正午まで)
	イ 午後 (午後1時30分～3時30分まで)
	ウ 夜間 (午後7時～8時30分まで)
(6) 受講者定員	開設講座を受講できるのは15歳以上 (中学生を除く) 10人以上20人以下 (講座会場の収容人数によります。)
(7) 講座開催 条件	申込者が8人に満たない講座は、原則開催しません。 但し、事務局との協議によって講座を開催する場合があります。
(8) 開講予定 時期	6月から12月まで (前期・後期いずれか) ・前期： 6月～ 8月 ・後期： 10月～12月
(9) 開講予定 場所	岩倉市生涯学習センター 会議室 (1～4)、工芸室、料理室、スタジオ1・2、和室
(10) 講師謝礼	1回につき3,000円～7,000円 (受講人数によります。) (交通費・所得税・復興税・消費税を含みます。)
(11) 受講者費用 (参加費・教材費)	・参加費：1回 500円 (例・3回講座：1,500円) ・教材費：実費 ※教材費と参加費は、事前に受講者より集めます。 ※ 受講者より集めた参加費は、講師謝礼・運営諸経費に充当します。
(12) 厳守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「学びの郷」とは別に開催される講座・教室・団体等への勧誘は行わないこと。 ・岩倉市生涯学習センターにおいて、講師として主催する教室・学習会・レッスン等を開催していないこと。 ・物品の紹介・販売・あっ旋は行わないこと。 ・書類審査の判断基準事項 (p.3) に該当しないこと。

<書類審査の判断基準>

下記のいずれかに該当した場合は不合格とします。また、採用通知発送後においても、下記事項への該当が発覚した場合は、採用を取り消すこととします。

- ① 講座企画書に必要事項が記載されていないもの
- ② 施設内の用途・定員など考慮していないもの
また、施設及び付属設備等を破損する恐れがあるもの
- ③ 物品の販売・斡旋、特定の企業の利益を目的とするもの
- ④ 特定の政党・団体の利益に関する活動を目的とするもの
- ⑤ 公の選挙に関して特定の候補者の支援を目的とするもの
- ⑥ 特定の宗教の宣伝、布教及び支持を目的とするもの
- ⑦ 公の秩序や善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- ⑧ 暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの
- ⑨ 特定の流派・会派・教室（講座・レッスン・学習会）・団体・その他組織への勧誘を目的とするもの
- ⑩ 岩倉市生涯学習センターで、自ら教室等を開催しているもの
- ⑪ 上記①～⑩以外で講座として実施することが望ましくないもの